

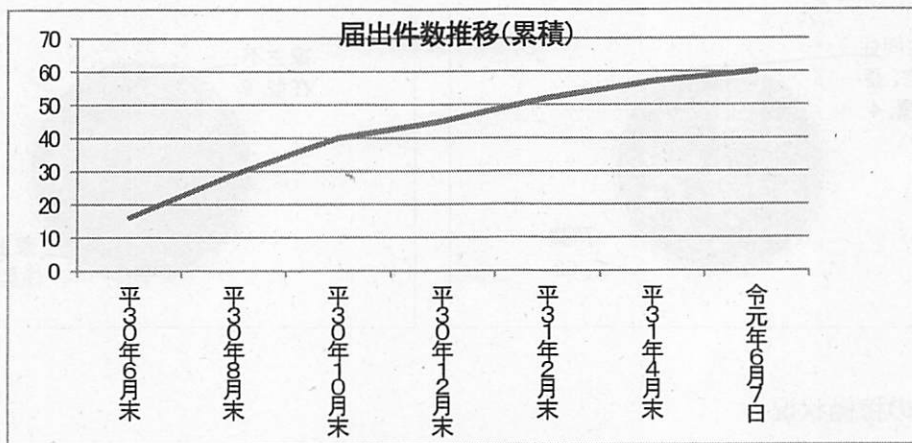
住宅宿泊事業法の施行状況について

住宅宿泊事業の適正な運営を確保しつつ、観光客の宿泊需要に対応することによって観光振興を促進することを目的とする住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)が、昨年6月15日に施行されてから1年が経過しましたので、本県における施行状況を報告します。

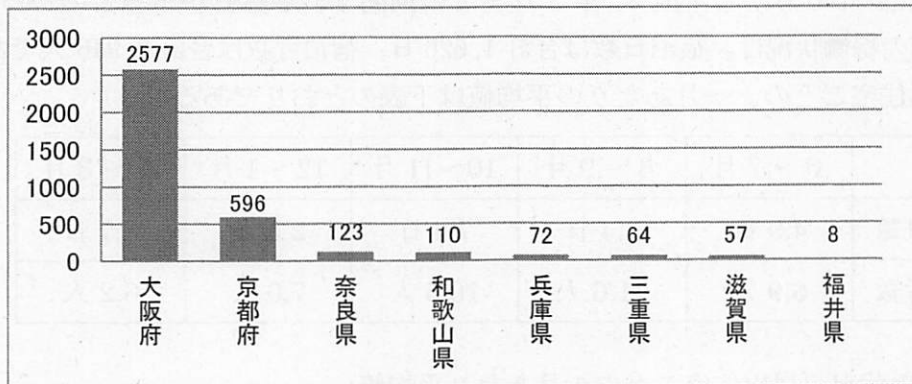
1 届出の状況(令和元年6月7日時点)

(1) 滋賀県における届出受理件数

- ・60件(内3件は、簡易宿所への移行等のため廃業済み)
- ・届出に関する相談件数は累積202件(届出受理分を含む)



(参考) 近隣府県の届出件数との比較

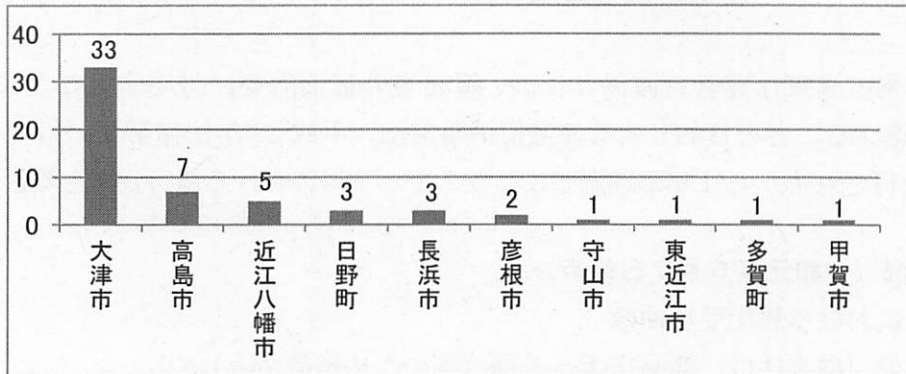


(注) 6月7日時点の受理件数。ただし、既に廃業済みの事業者を除く。

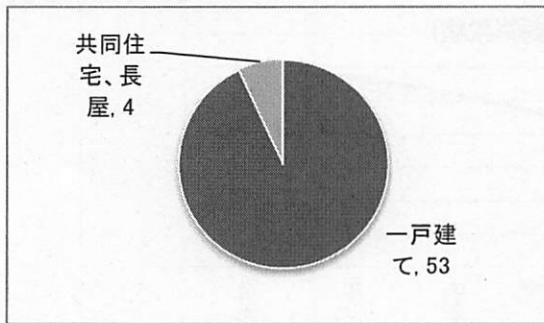
(2) 滋賀県内の届出の内訳

- ・廃業済みの事業者を除いた、県内届出57件の内訳は、大津市内が33件で最も多く、次いで高島市内が7件、近江八幡市内が5件と続く。一方、9市町においてはまだ届出がされていない。
- ・県内の届出の傾向としては、一戸建ての家を利用して、事業主が居住しながら宿泊事業を行う形態が多い。

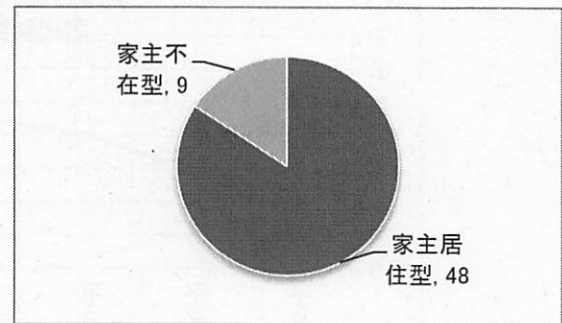
【市町別届出件数】



【建物別届出件数】



【家主居住／不在の別】



2 届出住宅の稼働状況

(1) 滋賀県における宿泊日数および宿泊者数

- ・平成30年6月から平成31年3月までの期間で、事業者から報告のあった届出住宅の稼働状況は、宿泊日数は合計1,626日、宿泊者数は合計2,946人であった。
- ・届出住宅ごとの、一月あたりの平均値は下表のとおりである。

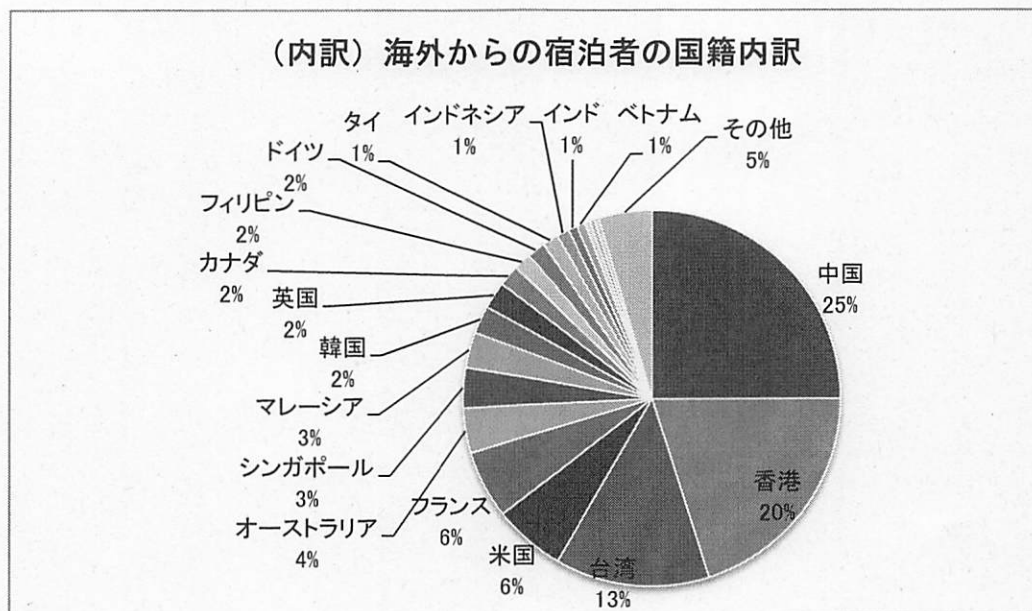
	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月
宿泊日数	4.9日	5.4日	7.4日	2.5日	3.7日
宿泊者数	6.9人	11.6人	10.5人	7.0人	6.2人

(参考) 全国の状況 (届出住宅ごとの1月あたり平均値)

	6～7月	8～9月	10～11月	12～1月	2～3月
宿泊日数	6.8日	10.3日	10.2日	10.0日	9.7日
宿泊者数	8.2人	11.9人	10.9人	11.1人	11.3人

(2) 宿泊者の国籍別内訳（平成30年6月～平成31年3月分）

日本国内に住所を有する者は1431人（48.6%）で、国内に住所を有しない外国人は1515人（51.4%）であった。



3 苦情等への対応

これまで、来庁や電話により住宅宿泊事業に関する苦情が寄せられ、県から届出事業者に対し是正するよう連絡を行った件数は3件あった。

(内訳)

- ・ 宿泊客が路上駐車できるかのような案内が、民泊仲介サイトで書かれている。
- ・ 宿泊客と思われる者が路上駐車をしている。
- ・ 宿泊客が庭でバーベキューをするので、臭くて迷惑している。

4 その他

住宅宿泊事業の促進を図るため、甲賀市の依頼に応じ、住宅宿泊事業法についての説明を実施した。

(日 時) 平成31年4月25日（15:00～および19:00～）

(場 所) 甲賀市水口社会センター

(主 催) 甲賀市都市農村交流推進協議会

(出席者) 甲賀市「農村生活体験事業」の受入協力農家 計65名